

令和6年度老人保健健康増進等事業

介護分野における文書負担軽減に関する取組や 行政手続等に関するローカルルールについての調査研究事業

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

1. 事業実施目的

本事業では「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」にて令和4年11月7日に公表された取りまとめの内容を踏まえ、介護サービス事業所の指定申請等に係る文書負担軽減策の効果検証やローカルルールの実態把握を行い、さらなる負担軽減に向けた追加的な取組について示唆を得ることを目的とした。

2. 事業の概要

(1) 自治体調査

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化（令和6年4月1日施行）等に伴う文書削減の状況、及び添付書類に関するローカルルールの実態並びに標準化に向けた障害等を把握すべく、自治体を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

(2) 介護サービス事業者調査

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化に伴う事務負担の軽減状況や、作成負担の大きい添付書類及び当該負担の軽減につながる取組等を把握することを目的として、介護サービス事業者（法人）に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

(3) 文書負担軽減のガイドライン更新

令和5年度調査研究事業にて作成した「指定申請等に係る自治体提出文書の簡素化・標準化ガイドライン」について、上記調査の結果を踏まえ、内容の追記を行った。

3. 事業結果の概要

「厚生労働大臣が定める様式」の使用義務化に伴う事務負担の軽減効果は、自治体、介護サービス事業者ともに限定的であった。ただし調査時点は様式切り替えの直後で過渡期的な対応が必要とされていたため、電子申請届出システムの利用が原則化され、上記様式が広く浸透する令和8年度には負担軽減効果の増大が期待できる。

指定申請時に自治体が介護サービス事業所に提出を求める文書の量は、「提出を求める文書の種類の縮減」と「変更がない場合に提出を省略できる文書の種類の拡大」の二つの観点から着実に進んでいる一方で、新規指定時に提出を求める文書量の平成28年から令和6年度にかけての削減率は2～4割程度に留まり、政府目標として設定されていた「文書量の半減」には届いていないことが予想される。

添付書類に関するローカルルールについては、文書負担軽減の取組の進展状況に応じて、文書の種類や個別の自治体ごとに解消に向けた課題の所在が複雑化していることが明らかとなった。今後、添付書類のローカルルールを解消し、「文書量の半減」及び複数の申請・届出先自治体間での提出文書の共通化を実現するためには、これらの課題それぞれに対して効果的な手法の検討と実行を進めるとともに、自治体に対してローカルルールの必要性に関する不断の見直しを促していくことが必要であると考えられる。